

「道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令」等について

1 趣旨

道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）等について、聴覚障害者が運転できる車両の種類を拡大するなどの改正を行うもの。

2 内容

(1) 道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令案

ア 聴覚障害者が運転できる車両の種類拡大

聴覚障害者（両耳の聴力が10メートルの距離で、90デシベルの警音器の音が聞こえない者）が運転できる車両の種類について、

大型自動二輪車免許等の適性試験の聴力に係る合格基準を廃止

聴覚障害者についての普通自動車免許及び普通自動車仮免許の適性試験の聴力に係る合格基準を変更

することにより、現在の普通乗用自動車から、全ての普通自動車並びに大型自動二輪車、普通自動二輪車、小型特殊自動車及び原動機付自転車に拡大する。

イ 矢印信号に関する規定の整備

右折を可能とする青色の矢印信号が表示されている場合には、右折に加えて、転回もできることとする。

ウ 信号機の信号の対象を限定する標示の寸法の変更

信号の対象を限定するための標示の大きさの上限値を引き上げる。

(2) 道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令案

自転車道・歩道における自転車の一方通行規制を可能とする規制標識「自転車一方通行」を新設する。



(3) 交通の方法に関する教則の一部を改正する国家公安委員会告示案

(1)及び(2)の改正に伴い、所要の規定の整備をする。

(4) 施行期日

(1)ア及びイは、平成24年4月1日

(1)ウ及び(2)は、平成23年9月12日

(3)は、(1)及び(2)の対応部分に合わせて施行

3 意見公募手続の実施結果

平成23年8月20日（土）まで意見公募手続を実施した結果、2(1)に対して40件、2(2)に対して167件の意見が寄せられた。

2(3)は行政手続法第2条第1項第8号に規定する「命令等」に該当しないため、意見公募手続は実施していない。

こちらについては、別途HPに掲載している。